

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）第三条第一項  
第三号の規定によつて、広島県立図書館を次のとおり休館する。

令和二年二月十日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

一 休館の期間

令和二年三月三日（火）から同月十三日（金）まで

二 休館の理由

特別整理のため